

第 18 号様式（第 21 条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書

（病院又は診療所）

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	電話番号		
開 設 者	住 所	電話番号		
	氏名又は名称			
	生 年 月 日	年	月	日 職 名
標ぼうしている診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は歯科医師の経歴				
自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要				
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人		
<p>上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請します。</p> <p>また、同法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p>（宛先）奈良市長</p>				

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

第21号様式（第22条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書

指定自立支援 医療機関	名 称		
	所 在 地	TEL	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 理 由			
<p>上記のとおり変更がありましたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称</p> <p>(宛先) 奈良市長</p>			

第22号様式（第23条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止等届出書

指定自立支援医療機関	名 称	
	所 在 地	TEL
届 出 事 項	1 休止 2 廃止 3 再開 4 処分	
届出事由の発生年月日	年 月 日	
休止の場合の再開 予 定 年 月 日	年 月 日	
処分を受けた場合は、 そ の 理 由		
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称</p> <p>(宛先) 奈良市長</p>		

第23号様式（第24条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）辞退申出書

医療機関 （薬局・訪問看護ステーション等）	名称		
	所在地	TEL	
開設者 （指定訪問看護事業者等）	氏名又は名称		
	住所	TEL	
病院・診療所にあつては、既に指定を受けている医療の種類		指 定 日 年 月 日	年 月 日
辞 退 の 理 由		辞 退 年 月 日	年 月 日
<p>上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第65条の規定により、同法第59条第1項による自立支援医療機関の指定を辞退します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称</p> <p>（宛先）奈良市長</p>			

(第1号様式の1)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名		生年 月日	
現住所					
関係学会 加入状況					
年月日	任免事項	師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に提出した論文名			

(第1号様式の2)

自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要

	品目	数量	品目	数量
主 な 設 備				
体 制				

記入要領

- 1 それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 2 「心臓脈管外科に関する医療」については、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備の有無を記載すること。
- 3 「腎臓に関する医療」については、血液浄化療法に関する機器の有無を記載すること。
- 4 「腎移植に関する医療」については、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）の有無を記載すること。
- 5 病院、又は診療所の見取図を添付して下さい。

(第1号様式の4)

研究内容に関する証明書

医療機関名

氏 名

1 研究テーマ

2 研究の内容別期間等

(1) 教室における臨床実習

自 年 月 日 月間 (1 週 時間)
至 年 月 日

(2) 教授指導下での教室外における臨床実習

自 年 月 日 月間 (1 週 時間)
至 年 月 日

3 その他研究内容を明らかにするために必要な事項

主論文

副論文

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

大学名

氏 名

(第1号様式の5)

人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

医療機関名

氏 名

1 専門研修

(1) 研修期間

自 年 月 日

至 年 月 日

(2) 医療機関及び指導医

2 臨床実績

期 間	患者数	回 数	医 療 機 関 名 等
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			

3 透析療法従事職員研修受講の有無

(1) 有 (年度受講)

(2) 無

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

大学名

氏 名

(第1号様式の6)

中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書

医療機関名		主たる担当 医師名	
医療機関名	期間	症例数	備考
	年月日 年月日 ～ ～ ～	中心静脈栄養法 () () ()	
	年月日 年月日 ～ ～ ～	経腸栄養法	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

大学名

氏名

(記入要領)

- 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 「主たる担当医師名」欄には、小腸に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 症例数を記入する欄には個々の症例を直近時から遡って記載し、調査票の記入欄を満たす範囲内で症例数を計上すれば足りること。
ただし、既定の症例数（中心静脈栄養法20例以上、経腸栄養法10例以上）について、患者性別、年齢、期間等の一覧を別途添付すること。
- 中心静脈栄養法の症例数のうち、在宅中心静脈栄養法については（ ）内に再掲すること。
 - 同一症例に対し断続的に繰り返し行った場合は、そのつど症例と数えて差し支えないこと。
 - 中心静脈栄養法を開始した時点からその中心静脈栄養法の終了した時点までが10日間以上のものを症例として計上すること。
なお、カテーテル感染によりカテーテルを抜去し、同一日ないし翌日に再挿入した場合は1回とみなし、複数の症例として計上しないこと。

(第1号様式の7)

心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備考
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		心臓移植後の抗免疫療法 病院 病院 H P	(国 名)
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		心臓移植術 病院 H P	(国 名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

医療機関名

氏 名

(記載要領)

- 1 医療機関名は、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」欄には、「主たる担当医師名」に記載した医師が、これまでに心臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。
また、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設で心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。
- 4 「実施医療機関名等」欄には、これまでに心臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名等を記載すること。
なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。
- 5 心臓移植術の経験がある場合は、心臓移植術についても記載すること。

(第1号様式の8)

心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）

連携する 医療機関		連携する 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備考
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		心臓移植術 病院 H P	(国 名)
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		心臓移植術後の抗免疫療法 病院 H P	(国 名)
連携する医師の経歴書	生年月日		学位
年月日	任 免 事 項	師事した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

医療機関名

氏 名

(記載要領)

- 1 医療機関名は、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」欄には、「連携する医師名」に記載した医師が、これまでに心臓移植術又は心臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

(第1号様式の9)

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備考
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		肝臓移植後の抗免疫療法 病院 病院 H P (国 名)	
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		肝臓移植術 病院 H P (国 名)	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

医療機関名

氏 名

(記載要領)

- 1 医療機関名は正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」欄には、「主たる担当医師名」に記載した医師が、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。
また、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設で肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。
- 4 「実施医療機関名等」欄には、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名等を記載すること。
なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。
- 5 肝臓移植術の経験がある場合は、肝臓移植術についても記載すること。

(第1号様式の10)

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）

連携する 医療機関		連携する 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備考
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		肝臓移植術 病院 H P	(国 名)
年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		肝臓移植術後の抗免疫療法 病院 H P	(国 名)
連携する医師の経歴書	生年月日	学位	
年月日	任 免 事 項	師事した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

医療機関名

氏 名

(記載要領)

- 1 医療機関名は、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」欄には、「連携する医師名」に記載した医師が、これまでに肝臓移植術又は肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

(第1号様式の11)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更申請書
（病院又は診療所）
（主として担当する医師・担当しようとする医療の種類の変更）

保険医療機関	名称			
	所在地	TEL		
開設者	住所	TEL		
	氏名又は名称			
標ぼうしている診療科目				
主として担当する医師又は歯科医師の氏名	旧			
	新			
担当しようとする医療の種類	旧			
	新			
主として担当する医師又は歯科医師の経歴	様式1号の1のとおり	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	様式1号の2のとおり	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定変更されたく申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称</p> <p>（宛先）奈良市長</p>				

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(第1号様式の12)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書

(病院又は診療所)

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	TEL		
開 設 者	住 所	TEL		
	氏名又は名称			
標ぼうしている診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師 又は歯科医師の氏名		自立支援医療を行うた めに必要な体制及び設 備の変更の有無	有・無	
自立支援医療を行うための入院設備の定員			人	
上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請します。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。				
令和 年 月 日				
開設者				
住 所				
氏名又は名称				
(宛先) 奈良市長				

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療を二重線で消去すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。